

令和2年度 下妻市住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請手続きについて

令和2年4月1日（水）から受付を開始します。（先着順で予算が無くなり次第終了します。）

対象となる工事

補助対象

自ら居住する下妻市内の住宅地に太陽光発電システムを設置し、余剰電力の買取り契約を電気事業者と締結する事業

ほかの条件

- ①未着工であること
- ②発電の合計値が1.0kW未満であること
- ③令和3年3月15日までに工事等手続きを完了することなど、要件があります。別紙を参照してください。

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、生活環境課窓口へ直接補助金交付申請書を提出してください。（郵送不可）

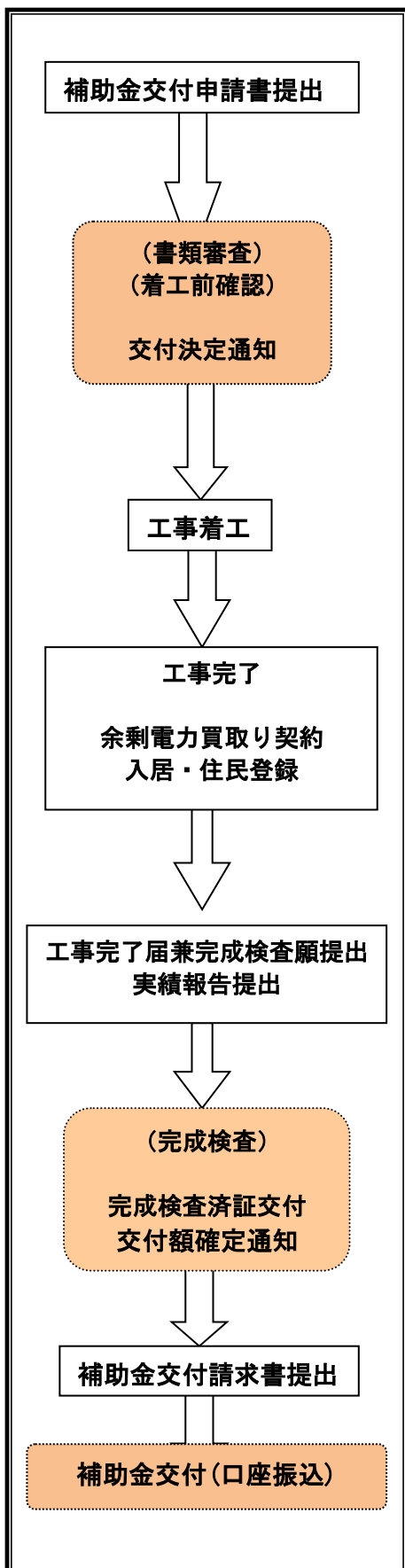
※土日・祝日は受付出来ません。

申請書 添付書類

- (1) 現況写真（カラー）
- (2) 太陽光発電システムの設置計画図、設置場所の案内図
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 補助事業に係る費用の内訳書
- (5) 太陽光発電システムの形状及び仕様を確認できる書類（商品カタログのコピーなど）
- (6) 建築基準法による「建築確認済証」の写し（新築又は増築に伴い対象工事を実施する場合に限る。）
- (7) 住民票抄本（新築等申請時に対象住宅に未入居の場合は、実績報告時に提出）**※マイナンバーと本籍が記載されていないもの**
- (8) 市税の納税証明書または完納証明書（令和元年度分）
 - 申請者および申請者と同一生計の者に市税未納がある場合は、補助を受けられません。
 - 他市町村から転入した場合、前住所で発行されたもの
 - 申請者が非課税の場合、「非課税証明書」
- (9) その他市長が必要と認める書類
- (10) 住宅又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) 委任状（販売店や代理店が代理で申請書を提出する場合）

実績報告書 添付書類

- (1) 補助事業に係る領収書の写し
- (2) 太陽光発電システム（太陽光モジュール、パワーコンディショナー、売電メーター）を撮影したカラー写真
- (3) 太陽光モジュール及びパワーコンディショナーの型式名と製造番号が確認出来る書類のコピー。（保証書や出力対比表、出荷試験成績書など）
- (4) 補助事業者と電力会社による電力受給契約書の写し他（電力受給契約のご案内、系統連携完了日のわかる書類など）
- (5) 住民票抄本（新築等申請時に未提出であった場合は、実績報告時に提出）**※マイナンバーと本籍が記載されていないもの**
- (6) その他市長が必要と認める書類



1. 申込み（申請）

- (1) 申請書類（様式第 1 号）は、市生活環境課の窓口へ提出してください。（郵送不可、代理人可）
- ①工場や事務所向けのシステムは、補助金の対象になりません。店舗併用住宅等は、住宅部分の床面積が全体の2分の1以上であることが条件です。
 - ②新築の場合、建築確認の下りた「建築確認済証」が必要です。
- (2) 太陽光発電システムに係る工事が着工済みの物件は、補助金の対象になりません。
- (3) 写真は、太陽光モジュール・架台の設置予定箇所（屋根等設置する場所全体が写っているもの。新築等家屋が未完成の場合は、システムを設置する予定箇所の写真）
- (4) 太陽光発電システムの形状及び仕様を確認できる書類（モジュール、パワーコンディショナーの仕様（メーカー、型番、性能）が確認できるカタログ等の写し

(5) 提出いただく住民票ではマイナンバー並びに本籍を省略してください。

特に、マイナンバーが記載されていると、書類を預かれません。

2. 設置工事

- (1) 太陽光発電システムに係る工事は、補助金交付決定通知を受けてから行ってください。
- (2) 変更や中止する場合は、速やかに計画変更承認申請書（様式第 4 号）又は中止承認申請書（様式第 5 号）を提出し、承認を受けてください。

3. 実績報告

- (1) 工事等が完了したら、工事完了届兼完成検査願（様式第 8 号）及び実績報告書（様式第 10 号）を提出してください。（期限：完了後 2 箇月以内又は令和 3 年 3 月 15 日のいずれか早い日）
- (2) 太陽光モジュール及びパワーコンディショナーが新品であることを確認出来る書類（保証書のコピー、または出荷試験成績書のコピーなど）
- (3) 実績報告書に添付する写真は、次のとおりです。
- ①太陽光モジュール（設置した屋根等場所を含め、全景が見える写真）
 - ②パワーコンディショナー（製造番号ラベルが識別できる写真及び設置状況がわかる写真）
 - ③余剰電力の買取り契約によるメーター（売電メーター）の設置状況がわかるもの
- (4) 実績報告書に添付する書類の日付にご注意ください。
- ①令和 3 年 3 月 15 日までに、発電した余剰電力の買取り契約を電力会社と締結する
 - ②令和 3 年 3 月 15 日までに、申請住所に入居して住民票を置く

4. 完成検査・補助金の確定

実績報告書を提出されたら完成検査を行います。内容が適正なら補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）を送付します。

5. 補助金請求書の提出・口座への振込み

補助金交付請求書（様式第 12 号）によって補助金の交付を請求してください。請求書提出後、3～4 週間で指定の口座に補助金が振り込まれます。